

保育料の改正について

子ども子育て支援法施行令改正 (H30.3.31)

○教育施設利用者負担額の一部改定

教育施設利用者負担額のうち第 3 階層の保育料の上限を 14,100 円から 10,100 円に改定する。

幕別町保育料

第 1 表 (教育施設利用)

	所得割の額	旧月額	→	新月額
第 3 階層	77,100 円以下	11,900 円		8,500 円

- ・平成 30 年 4 月 1 日から遡及適用
- ・平成 30 年第 2 回定例会に提案予定